

## 第 7 7 号議案

中野区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 9 月 2 8 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

医療費の助成の対象となる子どもの要件等を改める必要がある。

## 中野区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中野区子どもの医療費の助成に関する条例（昭和47年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第2号中「)もの」の次に「(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが何人からも保護されておらず、区長が必要と認める場合は、当該子ども本人)」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の中野区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による助成の申請及び医療証の交付のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

#### （経過措置）

- 3 新条例第2条の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。